

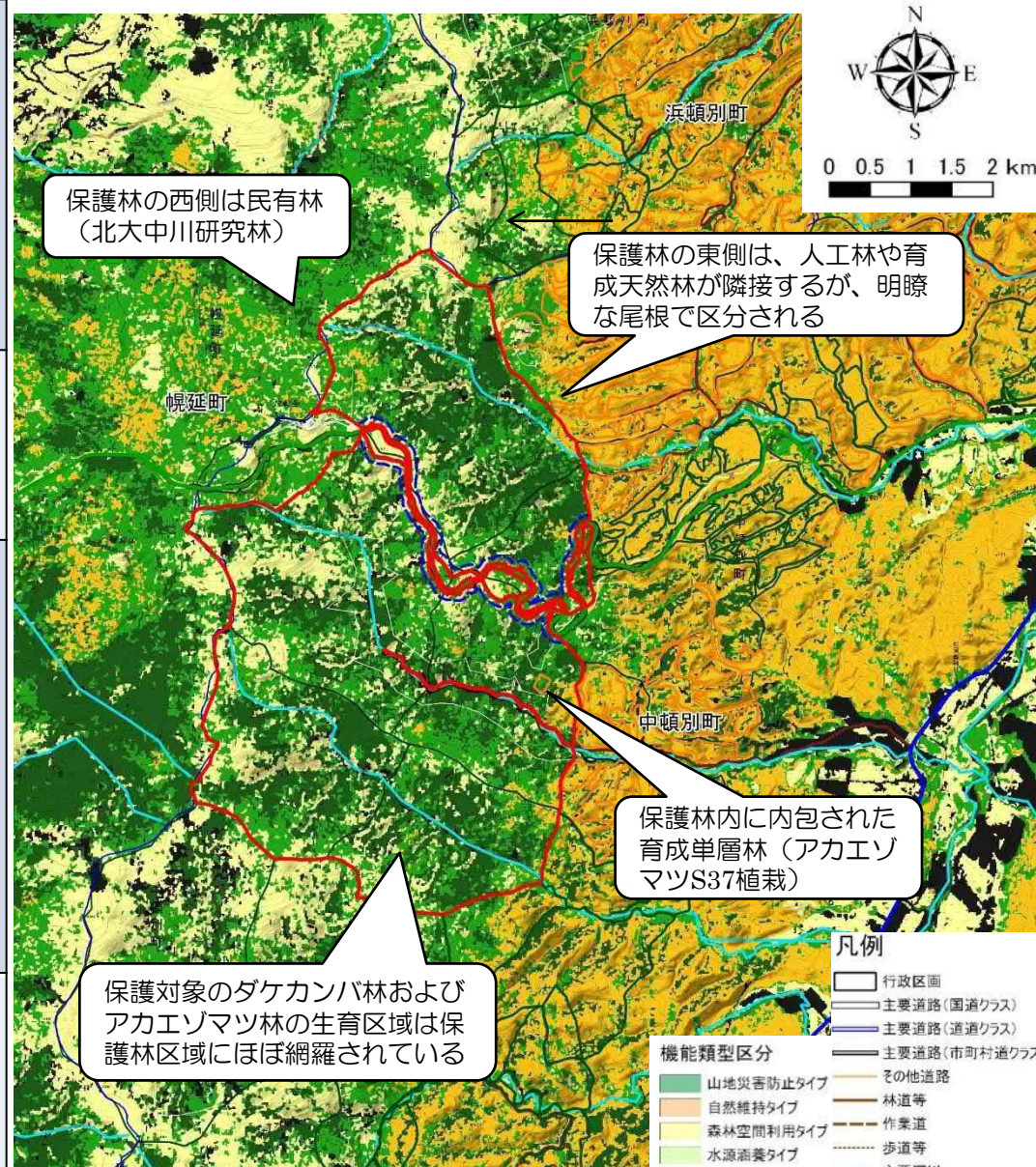
生物群集保護林の地帯区分について

令和元年度地帯区分を行う生物群集保護林

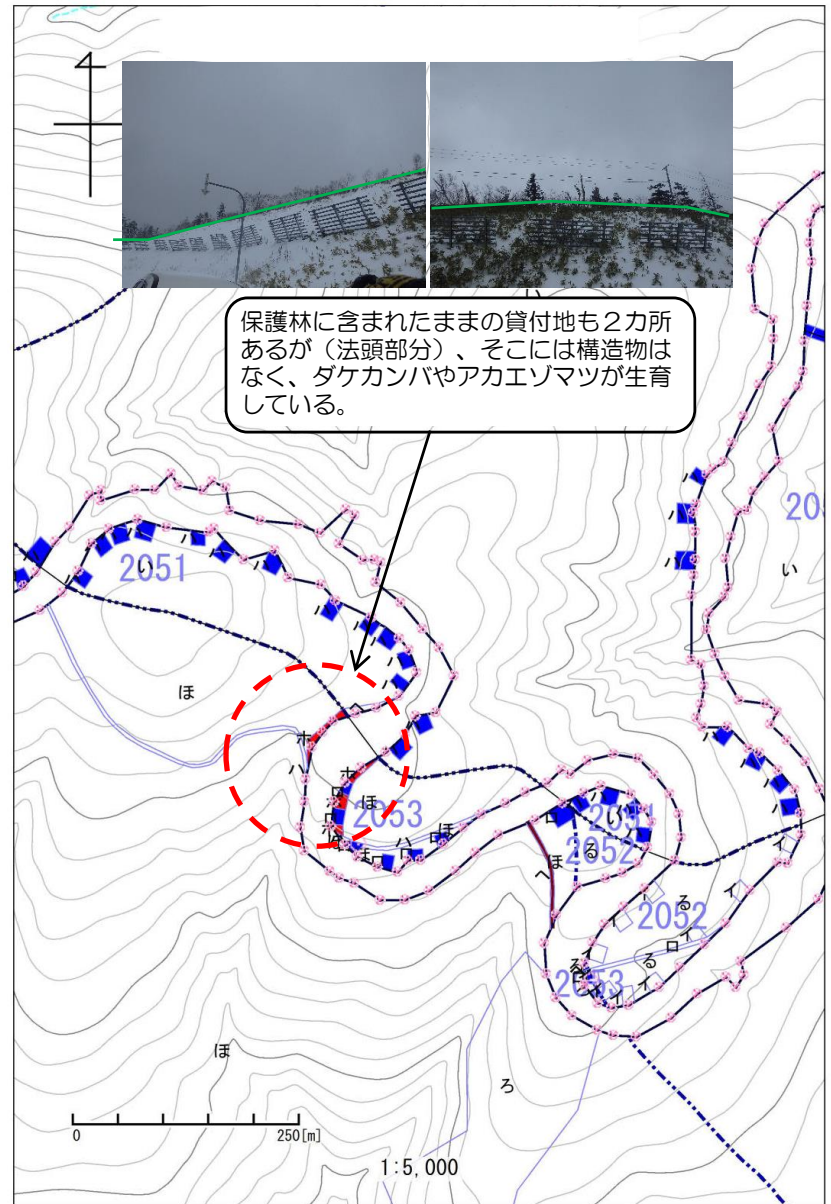
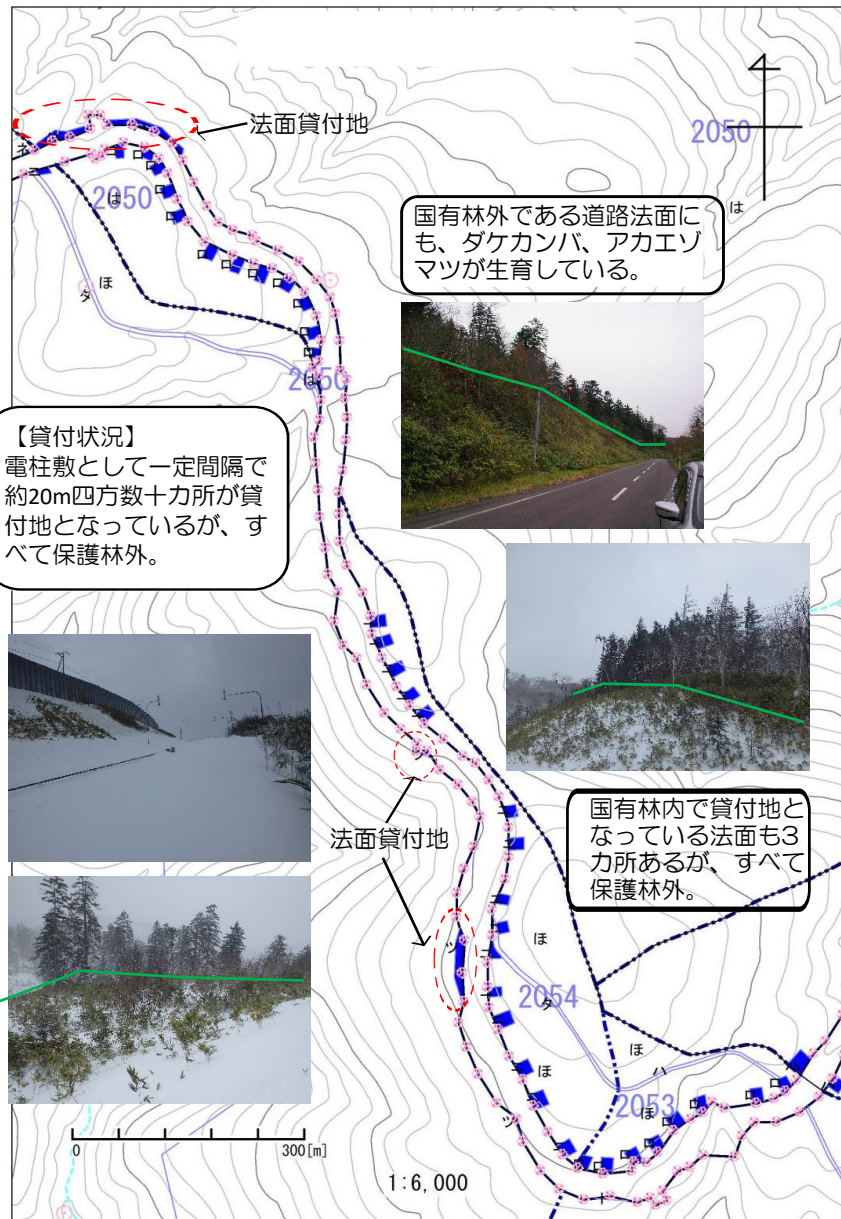
- ・夕張岳生物群集保護林
(第1回検討委員会で全域保存地区として決定)
- ・知駒生物群集保護林
(第2回検討委員会で検討結果について報告)
- ・稚咲内生物群集保護林
(第2回検討委員会で検討結果について報告)
- ・クツチャロ湖生物群集保護林
(第2回検討委員会で検討結果について報告)
- ・礼文島生物群集保護林
(第1回検討委員会で全域保存地区として決定)

20003知駒生物群集保護林(1,233 ha)

旧保護林 設定目的 と経緯	- 蛇紋岩地帯に成育したアカエゾマツの純林の保護を図り、学術の参考とすることを目的とし、昭和47(1972)年4月に「知駒アカエゾマツ林保護林」として設定された。 - 蛇紋岩地帯の針広混交林の天然林で、アカエゾマツ、ダケカンバの安定かつ恒久的な保存を図り、主要林業樹種としての林木遺伝資源とすることを目的とし昭和62(1987)年4月に「旭川アカエゾマツ・ダケカンバ3林木遺伝資源保存林」として設定された。
保護対象 と生息・ 生育区域	- 保護林西部の分水嶺尾根沿いに、ササ・ダケカンバ群落が見られ、国有林内にはアカエゾマツ林が広域に分布。 - アカエゾマツ林の密度には濃淡があり林床にはチシマザサが密生する。
想定される 影響 等・考察	- 保護林外周には民地(北大中川研究林)や人工林などが接するが、いずれも明瞭な尾根で区切られる。 - 育成単層林が含まれるが、面積が小さく保全利用地区を設定し難い。 - 保護林を通過する道道は、おおむね法面を含めて国有林外となっていて保護林から外れており、道路利用による保護林への影響は想定されない。 - 道道沿いの電柱敷等の貸付地のほとんどは保護林から外れている。
地帯区分 (案)	- 保全利用地区は設定しない。 - 山岳道路で勾配が大きく、豪雨等により路体流失などの被害が発生することもあるが、仮にそのような災害が発生した場合には個別に対応することとする。

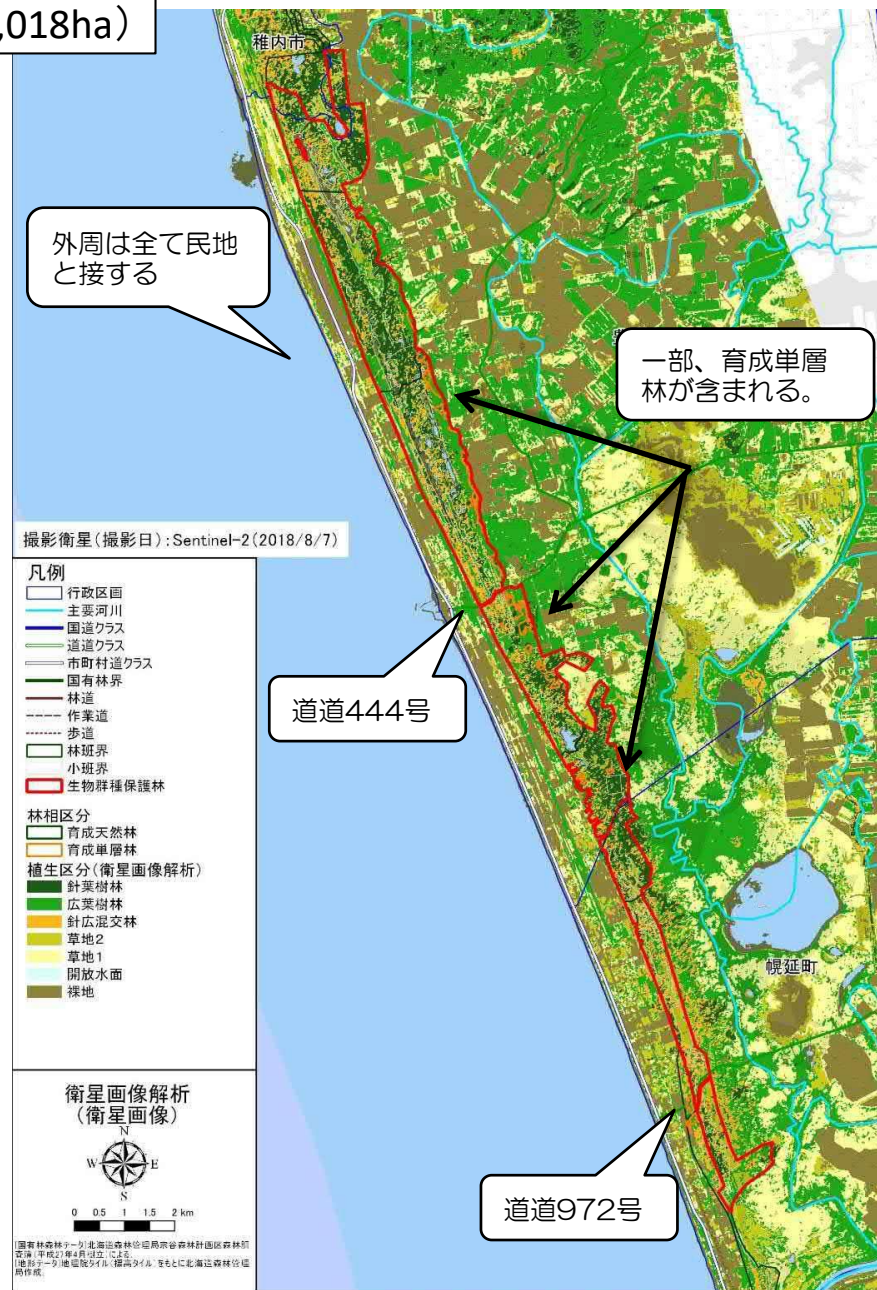


20003知駒生物群集保護林(1,233 ha)



20004稚咲内生物群集保護林(2,018ha)

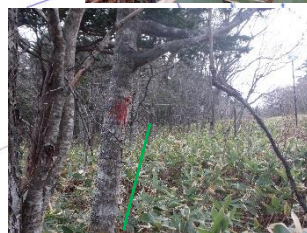
旧保護林 設定目的 と経緯	- 海岸砂丘林の保護を図り、学術の参考とすることを目的とし、昭和52(1977)年4月に「稚咲内海岸砂丘林保護林」として設定された。 - 日本海側の海岸段丘に生育する天然のモンゴリナラ及びトドマツの恒久的な保存に努め、林木遺伝資源とするため、昭和62(1987)年4月に「旭川モンゴリナラ、トドマツ6林木遺伝資源保存林」として設定された。
保護対象 と生息・生 育区域	保護対象となる海岸砂丘林は南北に細長く連続して位置する。砂丘上には海岸から内陸のサロベツ原野へ向かい、矮性ミズナラ林やトドマツ・ミズナラ混交林、ハンノキ群落などの樹林帯が見られるほか、砂丘地形に沿って湖沼群と湿性植生群落が帯状に分布しており、保護林区域内にはこれら植生が内包される。
想定される 影響等・考 察	- 保護林は外周が全て民地と接しており、保全利用地区を設定し難い。 - 育成単層林が含まれるが、面積が小さく保全利用地区を設定し難い。 - 保護林を通過する道道444号及び972号は、おおむね法面を含めて国有林外となっていて保護林から外れており、道路利用による保護林への影響は想定されない。 沿線の電柱も国有林外に建っている。
地帯区分 (案)	- 保全利用地区は設定しない。 - 災害等の発生により改変が必要な場合には、個別に対応することとする。



20004稚咲内生物群集保護林(2,018ha)

稚咲内 (道道444号(豊富町))

- 道路沿いの法面は、道路敷として国有林外となっていて保護林から外れている。
- その両側は約10m幅で国有林内で貸付地となっているが、保護林に含まれていない。ミズナラ、トドマツ等が生育。



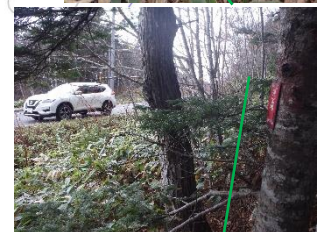
沿線の電柱は、国有林外である道路敷に建っている。



0 150[m]

稚咲内 (道道972号(幌延町))

- 道路沿いの法面は、道路敷として国有林外となっていて保護林から外れている。
- 貸付地はない。
- 道路敷に接する国有林側には、ミズナラ、トドマツが生育。



沿線の電柱は、国有林外である道路敷に建っている。



0 150[m]

20005クッチャロ湖生物群集保護林(384 ha)

旧保護林設定目的と経緯	・クッチャロ湖、ポン沼は、コハクチョウを始めとするシベリア方面からの渡り鳥の中継地であり、低湿地を含む周辺森林は水鳥の格好の繁殖地及び生育地となっていることから、水鳥の繁殖及び生育地の保護を目的とし、平成55(1993)年7月に「クッチャロ湖保護林(特定動物生息地保護林)」として設定された。
保護対象と生息・生育区域	・保護対象は主に水鳥であり、隣接するクッチャロ湖のほか、保護林内のポン沼においても、多くの野鳥の繁殖・生息地として利用されている。
想定される影響等・考察	・保護林は外周が全て民地と接しており保全利用区域を設定し難い。 ・育成単層林が含まれるが、面積が小さく保全利用地区を設定し難い。 ・保護林を通過する道道は、法面を含めて国有林外となっていて保護林から外れており、道路利用による保護林への影響は想定されない。 ・道道沿いの国有林内に電線路敷(電柱・電線)の貸付地と構造物のない貸付地があり、保護林に含まれている。両者とも伐開されておらず、周囲の保護林と同様の状況であり、貸付状況から改変は想定されない。
地帯区分(案)	・保全利用地区は設定しない。 ・災害等の発生により改変が必要な場合には、個別に対応することとする。 ・育成単層林であるアカエゾマツ造林地については、必要に応じて間伐を行い、将来的天然林に誘導していく。



20005クッチャロ湖生物群集保護林(384 ha)

クッチャロ湖

国有林に接する道路敷にはダケカンバ等の立木がみられた。



国有林内で100×10mの電線路敷と、構造物のないとして10×10mが貸付地となっているが、いずれも保護林になっている。伐開されておらず、周囲の保護林と同様の状況。

保護林内にアカエゾマツの造林地が散在し、下層植生が消失している状況。



1:3,000

北海道森林管理局における 生物群集保護林の取扱い方針

(平成30年度第2回保護林管理委員会資料より抜粋)

生物群集保護林の取扱い

北海道森林管理局では、保護林設定管理要領（以下、要領）第4の2（3）による地帯区分については、今後、生物群集保護林の新規設定時に適用することとする。

平成29年度に生物群集保護林に再編された既設保護林については、保護林への外部からの影響等を想定し、地帯区分を行う合理的な理由を判断して保全利用地区設定の検討を行う。

また、生物群集保護林の取扱い方針については、要領第4の2（4）によるほか、北海道森林管理局としての補足事項を定める。

保護林設定管理要領による生物群集保護林の地帯区分の考え方

保護林設定管理要領(生物群集保護林の地帯区分関係 抜粋)

第4 保護林の設定及び管理

2 生物群集保護林

(3) 地帯区分

生物群集保護林は、原則として一の区域について保存地区及び保全利用地区に区分するものとする。ただし、地帯区分を行う合理的な理由が見いだせない場合は、この限りでない。

イ 保全利用地区は、保存地区に外部からの影響が直接及ばないよう緩衝の役割を果たすために必要と考えられる広がりを持つ、原則として保存地区と同質の天然林を主体とする区域とし、天然林と一体的に保護・管理することが相応な人工林を含めることができるものとする。

(4) 取扱いの方針

生物群集保護林の保存地区及び保全利用地区の取扱いは次のとおりとする。

ア 保存地区

原則として人為を加えずに自然の推移に委ねるものとする。

イ 保全利用地区

(ア) 天然林については保存地区と同様とし、人工林については育成複層林施業等を行うことができるものとして、将来的には天然林への移行を図るものとする。

(イ) 必要に応じて草地、湿地、高山帯、岩石地等の特異な環境を保護・管理することができるものとする。

保護林設定管理要領による生物群集保護林の取扱い方針(その2)

保護林設定管理要領(抜粋)

第4 保護林の設定及び管理

2 生物群集保護林

(4) 取扱いの方針

ウ 次に掲げる行為については、必要に応じて行うことができるものとする。

(ア) 学術の研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、復元、その他公益上の事由により必要と認められる行為((エ)に掲げるものを除く。)

(イ) 山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり・噴火等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為

(ウ) 鳥獣・病虫害被害及び移入種対策として必要と認められる行為

(エ) 学術の研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置

(オ) 保全利用地区における枯損木及び被害木の伐倒・搬出

(カ) 標識類の設置等

(キ) その他法令等の規定に基づき行うべき行為

保護林設定管理要領による生物群集保護林の地帯区分の考え方

保護林設定管理要領(生物群集保護林の地帯区分関係 抜粋)

第4 保護林の設定及び管理

2 生物群集保護林

(6) その他

ア 生物群集保護林に外接する森林においては、当該保護林の急激な環境の変化を避けるため、原則として皆伐等による施業は行わないものとし、複層伐及び択伐を中心とした育成複層林施業又は天然生林施業を行うものとする。

ウ 保全利用地区は、原則として地勢線を介し保存地区の周囲を全て取り囲むよう設定するものとする。ただし、森林の状況、立地条件等からみて、保全利用地区が保存地区の周囲を全て取り囲まなくても保存地区に外部の影響が及ばないと認められる場合を除くことができるものとする。

地帯区分の考え方

原則として、旧保護林設定時の保護対象に対し、外部等からの人為活動の影響が想定される場合に、保全利用地区の設定を検討する。

- ① 外接する森林の伐採等に伴う影響
- ② 外接又は内包するレク施設の利用等による影響
- ③ 外接又は内包する公道等による影響
- ④ 外接する民有地等の開発等による影響
- ⑤ 外接する第三者の権利が設定されている森林(分収造林、分収育林、共用林野)の利用形態による影響
- ⑥ その他の影響

ただし、保護林に外接する区域でこれらの影響が想定される場合であっても、明瞭な尾根等の地勢線で区切られる場合は保全利用地区を設定せず、外接森林の取扱いを配慮することで対応することもありうるものとする。

(原則として、保護林は地勢線で区切られた一体的な地形単位で設定するものとする。)

生物群集保護林一覧表

生物群集保護林名	保護対象		旧保護林の保護対象	路網状況
	明確	不明確		
無意根	①	②	①エゾマツ林木遺伝資源 ②森林植生の垂直分布	
夕張岳	①		①固有の高山植物	
知駒	①②		①蛇紋系アカエゾマツ ②アカエゾマツ・ダケカンバ 林木遺伝資源	東西に道々介在
稚咲内	①	②	①モンゴリナラ・トマツ林木遺伝資源 ②砂丘林と湿地の遷移	東西に道々介在
クッチャロ湖	①		①鳥類の繁殖・生息地	東西に道々介在・歩道あり
利尻島		①	①原生的な天然林	
礼文島	①②	③	①島固有の高山植物 ②レブナツモリソウ ③原生的な天然林	作業道介在
大雪原生林		①	①亜寒帯性針葉樹林	東西に国道介在
大雪山系高山帯	①		①高山植物群落	
斜里岳	①		①高山植物群落	
海別岳	①		①高山植物群落	北に林道介在
別寒辺牛	①		①湿地、鳥類の繁殖・生育地	林道・作業道介在
雄阿寒岳	①		①原生的な針葉樹林	南東に国道接する
野付半島	①		①湿地、鳥類の繁殖・生育地	作業道あり
大平山	①		①高山植物	
千軒岳	①		①高山性植生と低山植生が雪田に混生	
鶺鴒川	①		①キタゴヨウ	東に一部林道接する
楳川	①		①ヒノキアスナロ(北限)、アオトドマツ(南限)	歩道あり
奥尻島	①		①ブナ	南に町道及び林道介在

保全利用地区の設定

- ・ 保全利用地区を設定する場合は、原則として既存保護林区域の外側に設定する。
- ・ ただし、保護林にレク施設や公道等が外接又は内包しており、危険木、支障木等の伐採や公道の改良工事等が行われる可能性があるときなどは、保護林の内側に保全利用地区を設定する場合もあり得る。
- ・ 民有地と接するなど保全利用地区を設定しがたい場合は設定しないこととするが、人為活動等の影響が保護林区域内に生じたとき又は生じるおそれがあるときは、個別に対応を検討する。
- ・ 保全利用地区は、原則として地勢線を用いて設定する。また、既存の小班界が活用できるときは活用し、活用しがたいときは小班分割を行う。
- ・ なお、区域内に育成単層林等が含まれる保護林であっても、保全利用地区を適切に設定しがたい場合は、原則として保護林全域を保存地区とする。

生物群集保護林の取扱い方針の補足事項

生物群集保護林の取扱いは、要領第4の2(4)によるほか、次の取扱い及び解釈によるものとする。なお、これらは必要に応じて、保護林管理方針書の管理・利用に関する事項に記載することとする。

- ① 保存地区内であっても、育成単層林・育成複層林が含まれる場合（保全利用地区に含めるといびつな地帯区分になる場合に限る）は、育成複層林施業等を行うことができるものとして、将来的には天然林への移行を図るものとする。
- ② 保全利用地区内では、枯損木及び被害木の伐倒・搬出を行えるものとする。
＜要領第4の2(4)ウ(オ)より＞
- ③ 保存地区内であっても、自然観察教育のための歩道等の安全な通行に支障があると判断される場合には、倒木等の除去や歩道の簡易な修繕等を行えるものとする。
＜要領第4の2(4)ウ(ア)「その他公益上の事由により必要と認められる行為」に該当するものとする＞
- ④ 保存地区内であっても、風倒木等が生じ、虫害等の発生の予防のために必要な場合は、保護林管理委員会の意見を聴いた上で伐倒・搬出を行えるものとする。
＜要領の第4の2(4)ウ(ウ)より＞
- ⑤ その他、保護林設定管理要領及び保護林管理方針書に記載のない行為を実施する必要が生じた場合は、保護林管理委員会において意見を聴いた上で行えるものとする。

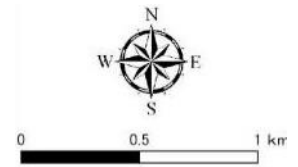
外接森林の取扱い(地帯区分を行わない場合)

保護林に外接する森林における森林施業について、保護林への急激な環境の変化を避けるため、以下の配慮を行う。(その旨を「管理経営の指針」等に記載する。)

- ① 保護林に外接する天然生林においては、原則として伐採を伴う森林施業は行わないこととする。
- ② 保護林に外接する育成単層林及び育成複層林では、原則として皆伐は行わず、複層伐及び択伐を中心とした森林施業を行うことにより将来的に天然林への移行を図る、あるいは、天然林として維持していくものとする。
＜要領第4の2(4)イ(ア)の保全利用地区における人工林の取扱いに準じて、要領第4の2(6)アを改変＞

地帯区分検討例

2008大雪原生生物群集保護林



保護対象: 台風被害を
のがれた原生的な亜
寒帯性針葉樹林

境は明瞭な尾根

【保全利用地区案】

道路の山側は林縁効果を
勘案して道路敷から水平
距離50m幅を保全利用地
区に設定

境は明瞭な尾根

元道路敷への植林
地のため、保護林
には含まれていな
い

道路周辺は保全
利用地区とする

※道路は国有林ではない

【保全利用地区案】

道路の谷側は地勢線であ
る水際までを保全利用地
区に設定

【保全利用地区案】

境が明瞭な地勢線でな
いため、保護林区域を
拡張して山麓の人工林
(アカエゾマツ)を含め
て保全利用地区とする

川を境にする

境は明瞭な尾根

凡例

